

〔論 文〕

会計測定における公正価値と忠実な表現

——測定論の観点から——

永 野 則 雄

目次

1. はじめに
2. 「忠実な表現」の由来
3. 測定論の観点
4. 会計測定の対象とは
5. 忠実な表現と測定の不確実性
6. 測定の不確実性と不確定性原理
7. 測定の不確実性の検討
8. 公正価値の「見積り」
9. 公正価値概念の曖昧さ
10. 指標としての価格の役割
11. おわりに

1. はじめに

IASB (2018a) は、その第2章「有用な財務情報の質的特性」において、基本的な質的特性として「目的適合性 (relevance)」と「忠実な表現 (faithful representation)」を挙げている。そして、「忠実な表現」には次のような説明を与えている。「財務報告書は経済現象を言葉と数字で表現する。財務情報は、有用であるためには、目的適合的な現象を表現するだけでなく、それが表現するとされる現象の実質を忠実に表現しなければならない」(para.2.12)。つまり、「忠実な表現」とは、財務報告書が表現するとされる現象の実質を忠実に表示することである⁽¹⁾。不思議なことに、「忠実な表現」の説明はこれだけである。したがって、その定義もなければ、詳しい説明もないのである。

「忠実な表現」の立ち入った説明はないもの

の、その構成要素として完全性、中立性、無謬性 (free from error) の3つの特性が挙げられている (para.2.13)。完全性は、測定値を表示するだけでなく、例えば資産の性質や測定値が何を表示しているかといった、利用者が経済現象を理解するのに必要な情報を全て含んでいることを意味する。中立性は、利害に偏らないことを意味する。そして、無謬性は、経済現象の記述において誤謬や遺漏がないこと、また報告される情報を作成するために使われたプロセスが誤謬なしで選択・適用されたものであることを意味している。しかし、これらは会計に限らず、どの測定にとっても当然の要求であり、それゆえ規範的にわざわざ述べる必要があるとは思われない。物理的な量や心理的な量を扱う測定論あるいは測定手続きにおいて、このようなことが要請されるとは考えられないであろう。

このように、「忠実な表現」は分かりやすい表現でありながら、その内容は明確ではない。ところが、IASB (2018a) においては、それ以前のIASB (2010) とは異なり、「測定の不確実性」という概念が導入され、それが忠実な表現を阻害する要因であるかのように扱われている。この「測定の不確実性」も含めて、心理学や社会科学の測定論の知見を参照して、会計測定において「忠実な表現」が実現できるものであるかを検討するのが本稿の目的である。そもそも、会計測定においては測定対象となる理論概念が曖昧である。また、測定において指標として価格が使われるものの、その役割が無視されてきたといえる。そうしたことから、「忠実な表現」は本来的に実現することが困難なものなのであ

る。

そのため以下では、「忠実な表現」の由来を探る、公正価値の概念を検討する、公正価値測定に利用される市場価格の意味を上記の測定論の観点から検討する、市場価格と測定の不確実性との関連を考察する、公正価値の「見積り」を検討する、そして、会計測定における指標としての価格の役割を検討する、といった順に考察を進めていく。最終的には、忠実な表現が実際には実現できるかが問われ、否定的な解答が出される。会計は経済的な現実を表現するからに、現実世界との関わりを重視することは当然である。しかしながら、科学的実践とは異なり、人々の間で行われる社会的実践である。そうした社会的実践としての会計という観点が本稿の背後にある。

2. 「忠実な表現」の由来

藤井(2010, 76頁)は、「忠実な表現」について「それ自体としては理論的検討に値しないようなこうしたナイーブな概念」と評している。筆者もその通りだと思う。こういっては何だけれども、「忠実な表現」は素人受けするような用語である。そうしたナイーブな概念だけに、逆に批判しにくいものかもしれない。これが「忠実な表現」ではなく、「正確な(precise)表現」とか「真実な(true)表現」といった用語が使われたとすれば、「正確」あるいは「真実」とは何かといった疑問が噴出し、收拾が付かない事態に陥っていたのではなかろうか。

ところで、「忠実な表現」という用語はどこから来たのであろうか。哲学とりわけ真理論の分野ではそうした表現は見当たらない。FASB(1980)の概念フレームワークでは「忠実な表現」の元になった「表現の忠実性」が使われている。しかし、その準備段階で作成された討議資料のFASB(1976)では、そうした表現は見当たらない。それに似た表現として「正確な表現(accurate representation)」(para.340)があるだけである。この用語は、会計測定値と測定属性との一致という意味で使われているにすぎず、また、特に重要な概念として使われている

わけではない。

重要な概念として使われている「忠実な表現」あるいは「表現の忠実性」という用語の出所が明らかにされている文献があるかもしれないが、筆者には不明である。討議資料のFASB(1976)からFASB(1980)までの間で、FASBの概念フレームワークの作成者がその用語を使うことに決めたのであろう。スターリングの著書(Sterling, 1985, p.25)には、1978年にザイマン(John Ziman)という物理学者が出版した本に「忠実な表現」という用語が使われていることが示されている。討議資料のFASB(1976)が公表された2年後に出版されていることから、これが「忠実な表現」の出所ではないかと筆者は推測するのである。スターリングは、時期は明らかではないが、FASBに2年間の出向をしており(Sterling, 1985, preface)、概念フレームワークの作成者に対してザイマンの「忠実な表現」について伝えていた可能性がある。それゆえ、概念フレームワークの作成者はザイマンの「忠実な表現」から「表現の忠実性」を使うようになったと推測されるのである。したがって、その後IASBやFASBが「忠実な表現」を使うようになったのは、先祖返りというべきものかもしれないのである。

なお、ザイマンの著書(*Reliable Knowledge*)の訳本(ザイマン, 1985)を通読した限りでは、「忠実な表現」が使われているのは1箇所だけであり、特にその説明はなく、またその用語は索引にも出ていない。そうしたことから、「忠実な表現」が専門用語ではなく、また重要な用語として使われているわけではないと思われる。

IASB(2018a)には「忠実な表現」については先に述べた説明があるだけであり、定義らしいものはない。そこでFASBによる「表現の忠実性」の定義らしきものを参考にしよう。そこには、「表現の忠実性(representational faithfulness);測定値または記述と、それが表現するとされる現象との対応または一致(妥当性と呼ばれることがある)」(FASB, 1980, GLOSSARY OF TERMS)というのがある。

「表現の忠実性」という用語を初めて使ったFASB(1980)においては、計量心理学におけ

る測定論を参考にしていた。重さや長さといった物理量に関する測定論ではなく、知能などに関する測定論を参考にしていたことは、会計の測定対象が物理量とは異なった性質であると考えたからであろう。そして、先の引用にもあるように、「表現の忠実性」は計量心理学における「妥当性」の概念に相当するものとみた。

財務情報の質的特性の議論において計量心理学のこのような知見を参考にしたことは、その討議資料である FASB (1976) にはその兆しも見えなかった。妥当性の概念だけでなく、先の表現の忠実性の定義らしい説明における「それが表現するとされる現象 (the phenomena that it purports to represent)」という表現も計量心理学において使われてきた用法を参考にしたのではないかと推測されるのである⁽²⁾。

このように FASB (1980) では、表現の忠実性が妥当性と同じであるかのように扱われていた。しかし、IASB (2010) では、「忠実な表現」は完全性などの構成要素に分解されるなど妥当性の議論とはまったく異なった展開を見せるようになった。すなわち、計量心理学の知見からは離れた、妥当性とは別個の概念となったのである。また、計量心理学では妥当性を得るために様々な数量的な検証方法が提起されているが、概念フレームワークでもそのような検証方法に期待するところがあったようである。しかし、「残念なことであるが、本審議会と FASB では、財務報告書における表現の忠実性を数量化する方法を突き止めてはいない」(IASB, 2018b, para.BC2.51) という。こうしたことも、忠実な表現が妥当性から離れた理由ではないかと推測されるのである。なお、忠実な表現と妥当性との相違点、忠実な表現の数量化する試みの問題点などについては、永野 (2013) が詳述している。

このようにして忠実な表現を妥当性の概念によって基礎づけようとする試みは成功してこなかった。けれども、計量心理学における知見は会計測定の特質を知る上でも大きなヒントを与えるものである。IASB (2018a) では、とりわけ公正価値測定との関連で、忠実な表現の概念について、「測定の不確実性」という概念を導入するなどして、これまでとは異なる説明が行わ

れるようになっている。会計測定の特質を探求するために、特に公正価値と忠実な表現との関係を題材にして検討することにしたい。

3. 測定論の観点

先に進む前に、計量心理学における妥当性の概念について簡単に説明しておきたい。岡本 (2006) は「測定値 (尺度) の信頼性とは、測定した結果を表す数値の安定性のことである。その数値あるいは尺度が測定したいものを測っているのかどうかということは、尺度の妥当性の問題である」(157 頁) と述べている。最初に信頼性の概念が説明されているが、この概念は IASB (2010) が「忠実な表現」に置き換えたとされる「信頼性」の概念とは異なるものである。これについても永野 (2013) において説明しているので、ここでは触れずにおきたい。ここで取り上げたいのは、この引用文の後半にある妥当性の概念である。岡本は、教育テストを例にして妥当性について次のように説明している (168 頁)。

テストに妥当性があるとは、次の2つの条件が満たされることである。

- ① 測ろうとしている概念が存在すること。
- ② 測ろうとしている概念の変化が原因となって、そのテストの値の変化として現れること。

そして、「心理学的測定の場合は、測ろうとしているものが存在していると考えられるかどうか自体、議論の対象となることは珍しくない」(168 頁) と述べている。この「測ろうとしている概念」は、一般的に「理論概念」あるいは「構成概念」と呼ばれる。岡本によれば、この理論概念あるいは構成概念がそもそも存在しているのかどうかは議論の対象となることが珍しくないというのである。心理学の分野であれば、代表的な理論概念として「知能」がある。それがそもそも何であるのか、あるいは確定的な概念として存在するものなのか、議論の対象になっている。実は、会計測定においても「測ろうと

しているもの」、すなわち測定対象としての理論概念が確定的なものとして存在しているのか、後で論じるように、明確ではないのである。

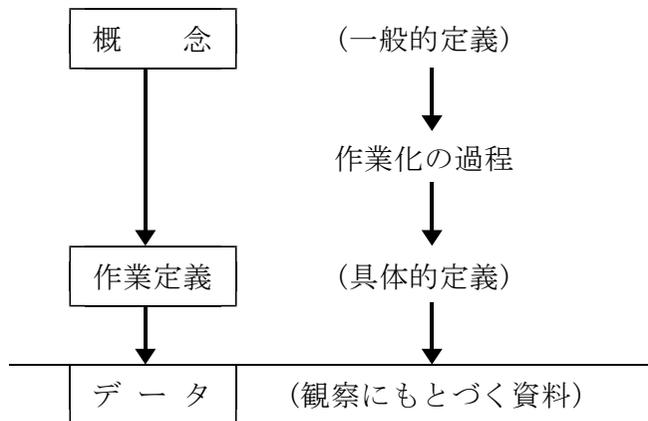
上記の②が述べているのは、理論概念として措定された測定対象に変化があれば、それを測定した結果である数値もそれに応じて変化するということである。測定値が測定対象を表示するものであるから、測定対象に生じる変化に対応して測定値も変化するものでなければならないことを意味しており、当然の要請である。ただし、会計測定においてこの要請が満たされているかは議論の余地があろう。この問題については、当面の議論とは関係しないので、これ以上の説明は止めておきたい。

計量心理学の測定論は、自然科学の測定論以外では理論的に進んでいる分野である。それゆえ、FASB も当初は計量心理学の知見に頼ろうとしたのであろう。しかし、会計測定のような社会の領域における測定としては計量心理学の測定論は必ずしも適合するわけではない。その点で、心理学だけではなく社会科学の量的な研究も参照することが必要である。社会科学の領域では社会学者の高根が、概念の一般的定義とその具体的定義である作業定義との関係を次のように図示している。先の計量心理学における

説明とこの高根の説明とを合わせて、会計測定の特質を探る糸口としたい。

この図での「概念」とは、理論概念あるいは構成概念のことである。そして、高根（1979、63-64 頁）は「政治エリート」の研究を行うということで、その政治エリートを「政治的決定の過程に影響力を持つ人々」という一般的定義から出発している。そして、それだけでは具体的に誰を観察すべきか明らかにならないので、「政治的に重要な役職についている人物」という具体的定義を政治的エリートという概念の指数(index)あるいは指標(indicator)として採用している⁽³⁾。この「指標」は、具体的な観察という「作業(operation)」を行うための具体的な定義であり、「作業定義(operational definition)」とされている。作業定義は、会計学の分野では「操作的定義」という呼び名のほうが知られている。作業定義によって具体的な測定方法が決まり、それに従った観察によってデータが得られる。心理学の分野であれば、知能といった理論概念に対して作業定義が施され、それによる具体的な知能検査が考案され、それが実施される。知能検査の結果による数値の代表的なものが知能指数(IQ)である。会計測定でいえば、その測定方法が決まることによって会計の実務

図 概念と作業定義との関係



[出所] 高根（1979、64 頁）

が実施され、最終的にはデータが財務諸表という形で集約されることになる。

理論概念あるいは構成概念と指標との関係について、計量心理学では次のようにいわれる。

構成概念は、実体をもたないがゆえに直接観測することができない。そこで、現実の世界（経験界）において構成概念が反映されると思われる事象を選び、代わりにその事象のほうを観測する。つまり、経験界の事象を媒介にして、間接的に構成概念を捉えようとするのである。（平井、2006、21頁）

なお、この引用文では、指標に該当するのは「構成概念が反映されると思われる事象」である。つまり、この事象は構成概念を反映していると思われることから、それを指し示す指標として利用されるのである。

これまでの考察から、会計測定においては次の2点が問題点として浮かび上がってくる。以下ではこの点について議論するものであるが、その前にこの問題点を少し説明することにしたい。

- ① 測定対象となる理論概念は何か
- ② 指標に該当するものは何か

先の岡本（2006）からの引用にあるように、計量心理学においては測ろうとしているものの存在が議論の対象となることがあるという。知能検査の場合、検査によって測定される「知能」それ自体が十分に解明されているとはいえない。この分野では「知能とは知能検査が測ったものである」といった話を聞くことがある。これは、知能という概念は理論の裏付けのある一般的定義を行うことが困難であることから、その作業定義である知能検査に下駄を預けたようなものであろう。高根（1979）の場合においても、政治的エリートの概念は理論的な一般的定義を行うことが難しいものと思われる。会計測定についても、後述するように、理論概念によって意味されるもの、すなわち測定対象が必ずしも明らかではない。さらには、「存在の不確実性」（IASB, 2018a, para.5.14）という言葉が示すように、そもそも資産や負債が存在するか否

かが不確実であるというケースもあるのである。

4. 会計測定の対象とは

会計測定において測定する対象は何か、この問いに対する答えは明らかであろうか。目の前にある机の高さや重さといった物理的な量であれば、それは距離と重量であるという答えが当然のごとく出されよう。しかし、会計測定の対象であれば、即座に答えることができるだろうか。例えば資産を測定するにしても、資産というモノそれ自体が測定されるのではなく、資産がもつ何らかの性質が測定されるはずである。その何らかの性質とは何であろうか、という問題である。

討議資料であるFASB（1976, para.343）では、FASB（1980）において公表した「表現の忠実性」を先取りする形で「経済的現実との一致」という考えを述べていた。しかし、それだけでは抽象的なので、測定属性との一致として具体的に定義することを挙げ、歴史的原価などの測定属性のいずれかが「経済的現実」として定義されない限りは、会計数値が経済的現実と一致するか否かという議論は的外れであるとしていた。以後のFASBやIASBの概念フレームワークでは「経済的現実」という表現ではなく、「経済事象（economic phenomena）」あるいは単に「事象」という表現が使われるようになっていく。けれども、表現が一致するとする対象が経済事象のもつ測定属性であることには変わらない。なお、経済事象としては「報告実体のもつ経済資源、これに対する請求権、これらの資源・請求権を変化させる取引や他の事象・状況」（IASB, 2018a, para.2.2）を指すとされる。これらは、資産や負債など財務諸表の構成要素として認められる以前の事象と考えられているが、本稿においては、資産や負債などの構成要素を指すと考えても特に問題はない。したがって、測定属性は資産などについて言及されるものとして理解してよい。

IASB（2018a）では「測定属性」ではなく「測定基礎」という表現を使っている。測定基礎は

「測定される項目について識別される特徴——例えば歴史的原価、公正価値あるいは負債の履行価値——である」(para.6.1)という。多少の表現の違いはあるものの、測定基礎は測定属性と同じ意味で使われている。両者の語感からすれば、測定属性は測定対象のもつ特徴を、測定基礎は測定が依拠する何らかの数値といったニュアンスに取れるように思われる。しかし、測定属性あるいは測定基礎と称されるものは、前述の説明における構成概念あるいは理論概念ではなく、作業定義に使われる指標に近いものと考えている。この点については永野(2021)が、哲学における性質論なども参照して論じているので、詳しくはこちらを参照して頂きたい。また、この後でも測定論の観点から論じることになる。

以下ではまず、理論概念としての測定対象として何が想定されるのかを論じ、次いで、測定対象としては否定される測定属性あるいは測定基礎とは何かを論じることにする。その際、FASBの専門スタッフで概念フレームワークの改定に影響を及ぼしたとみられるジョンソンとストーレイの研究報告『財務諸表における認識』(Johnson and Storey, 1982)⁽⁴⁾を参考にする。これは、会計における認識、特に測定に関する研究報告であり、IASB(2010)における「忠実な表現」の背後にある考えが表されていると思われるからである。

会計の測定対象という場合、資産や負債など財務諸表の構成要素を指すことも考えられるが、ここではそれらがもつ性質、つまり測定される性質を指すものとしている。それは、目の前の机を測定するといっても、具体的にはその高さや重さといった性質が測定対象となることと同様である。その測定される性質として取り上げられる何かが理論概念あるいは構成概念として扱われるのである。本稿では、測定属性とされる歴史的原価や公正価値などはこうした理論概念というよりは、その作業定義に使われる指標に近いものと考えている。本節では理論概念あるいは構成概念としてどのような性質が考えられるかを検討する。話の糸口として、ジョンソン＝ストーレイの研究報告の一部を引用す

る。

交換価格は一般的に、表現の忠実性の規準(criterion)を満たす。これらは、現実世界の現象——独立した集団の行為によって証拠立てられるような資産(と負債)の価値——を表現している。それは、人工物でもなければ、ビジネスの世界との関連を欠いた会計の構成概念でもない。(Johnson and Storey, 1982, p.13)

この引用文の主たる論点はその前半の部分にあるが、先に後半の部分について説明しておきたい。そこでは交換価格が人工物でもなければビジネスとの関連を欠いた構成概念でもないと言われている。交換価格は市場制度という社会的存在の結果として生じる数値であり、自然種と区別される人工種としての人工物と見ることができる⁽⁵⁾。その点は彼らのいうとおりである。また、これがビジネスとの関連を欠いた構成概念ではないという意味は、ビジネスの世界とは独立に会計の世界が独自に構成した概念ではないという意味であろう。これまで取り上げてきた測定対象としての構成概念を指すものではないと思われる。

引用の前半では、交換価格⁽⁶⁾が表現の忠実性の規準を満たすとあるが、この場合の「表現の忠実性」はFASB(1980)におけるものを指すと考えられる。しかし、FASB(1980)では、特に表現の忠実性の規準といったものは説明されていない。この引用において、交換価格が表現するものとして、現実世界の現象としての資産や負債の「価値」が示されている。この「価値」については、「資産(あるいは資産の集まり)や負債(あるいは負債の集まり)の価値は何時の時点でも企業の現在現金流量に等しい」(Johnson and Storey, 1982, p.7)との説明がある。そこでは資産などの価値として現在現金流量(present cash consequences)が指定されている。したがって、この現在現金流量こそが価値に等しく、それが会計測定の対象としての性質であるとされるのである。

「現金流量」は、原語の「cash consequences」

それ自体が分かりにくい言葉であり、適当な訳語が思い当たらなかった。会計学では前例のある用語であるかは不明であり、おそらくジョンソン＝ストレーに特有の用語であろう。彼らはそれを現金のフローであると説明している箇所もある (p.27)。その点では、単に「現金フロー」としても良かったのであるが、次に説明するように、現在の現金流量については「フロー」とも表すことがためらわれることから、あまり馴染みのない「流量」を使うことにしたのである。

では、現金流量とは何か。以下では、説明の便宜上、資産についてだけ取り上げることにするが、同じことは負債についても当てはまる。現金流量とは、前述したように、簡単にいえば、ある資産に関する現金のフローである。その現金のフローには過去と現在と将来という時間の次元があるという (p.28)。過去現金流量とはその資産を取得するに支払った現金のアウトフローであり、将来現金流量とは将来に予測される現金のインフローである。したがって、すべての資産は過去と将来の現金流量をもっているという。また、資産は過去と将来の現金流量だけでなく、現在の現金流量ももっているという。その説明として、例えば所有している資産については「同種の資産が現在取引されている対価としての現金の額である」(p.28)とされる。この説明からは、資産の現在現金流量を測定するとすれば必然的にその交換価格が採用されると予想されよう。実際にそのとおりであるが、その点については次節で扱うことにする。ジョンソン＝ストレーは、この現在現金流量を測定される属性として考え、その測定のために交換価格が妥当だと考えるのである。しかしながら、彼らは現在現金流量を当然のごとく採用しているが、それを採用する根拠が必ずしも明白ではない。

彼らの説明では、すべての資産は過去と将来だけでなく現在という3つの現金流量をもっているという。そして、資産の現在現金流量を測定するには、過去現金流量を利益率で還元する方法、将来現金流量を割り引く方法（現在価値法）、そして現在の交換価格を見つける方法、こ

の3つの方法があるという (p.57)。いずれの方法によっても得られる数値は理論的には同じであるが、不確実性の下では必要な情報が欠けているという問題があるという。これらの方法については深く立ち入ることはしないが、いずれにせよ現在現金流量が測定対象としての性質となっており、それを測定する手段（測定値）として3つの方法があるが、交換価格が最優先されるということである。

ところが、交換価格がそのまま現在現金流量の測度として使われないケースもある。ジョンソン＝ストレーは、信用取引における資産の評価についてはその取引金額ではなく「現金等価額 (cash equivalent)」⁽⁷⁾を交換価格として扱っている。すなわち、現金取引では取引価格が交換価格となるが、信用取引では決済までの割引相当額を差し引いた額が交換価格と考えられているのである (p.113)。そして、現在の実務においてもこうした考えによっており、権威のある文献においては、こうした現金等価額の価格という考えが公正価値として見出されるというのである (p.115)。ジョンソン＝ストレーは、このように述べることによって、交換価格さらには公正価値の妥当性を印象づけようとしたのであろう。

ジョンソン＝ストレーにおいては、前述したように、交換価格が現在現金流量の測度であると述べられ、交換価格あるいは現金等価額によって表現される対象として現在現金流量が想定されていた。ただし、現金流量の説明においても、属性というよりは数値であるかのような扱いがされている箇所も見受けられる。この点には不徹底な扱いといえよう。また、他に不徹底な扱いとしてあるのが、現金等価額が交換価格と同じレベルの数値であるとされる一方で、これまで説明してきた現金流量と同じレベルの概念であるかのように扱われている点である。彼らにあっては、この点では、次に挙げるスターリングと同様の考えをもっていたとも理解できるのである。

ジョンソン＝ストレーと同じように FASB のスタッフとして活動していたスターリングは、彼らと同様にペイトン＝リトルトンの説を

参照しながらも、最終的には現金等価額を測定対象として扱っている。それゆえ、現金等価額と現金流量が同じ理論レベルの扱いがされているのである。つまり、スターリングでは、測定される理論概念として現金等価額が措定されている。

そうしたスターリングの見解が明らかになるのは、売却時価会計論の先輩であり盟友ともいべきチェンバースの主張を扱っている箇所である。チェンバースの売却時価会計論においては「現在現金等価額 (present cash equivalent)」が重要な概念となっている。この概念は「現在現金流量」とほぼ同じものを意味している。そして、スターリングは、ペイトン＝リトルトンが取得原価主義の立場から過去の現金等価額を表示するのに対して、チェンバースは現在の現金等価額を表示するというのである。そうしたことから、チェンバースの「現在現金等価額」がペイトン＝リトルトンの「現金等価額」を発展させたものであり、また、チェンバースがペイトン＝リトルトンという尊師の門弟であって異端者ではないというのである (Sterling, 1985, p.46)⁽⁸⁾。注7で述べたように、ペイトン＝リトルトンの「現金等価額」は「真の原価」を決定するために持ち出された概念であり、チェンバースの売却時価会計論の理念とは異なる⁽⁹⁾。チェンバースをペイトン＝リトルトンの門弟とするのは、スターリングがペイトン＝リトルトンの権威を借りてチェンバースの、ひいては自身の、売却時価会計論の権威付けをしようとしたのであろう。

ジョンソン＝ストーレイの現在現金流量とスターリングとチェンバースの現在現金等価額⁽¹⁰⁾は、いずれも会計の測定対象の性質として挙げられたものである。こうした考えが彼らだけに特徴的なものかという、そうではない。使用される用語は異なるけれども、同じような内容はこれまでの会計理論でも見られるのである。例えば万代 (2011, 337 頁) は「……財務諸表のレベルでいえば、測定すべき属性は資本、それも貨幣資本の大きさということになる」としたうえで、その「貨幣資本」についても「実際に投資された貨幣の額」や「売却または使用

によって回収される貨幣の額」がより具体的なものとして示されている。現金流量の3つの次元と同じような見方である。万代の「貨幣の額」あるいは現金流量の分類は、さらに異なる意味づけを与えることもできよう。例えば、「未費消原価」は過去現金流量に与えられた意味と考えられよう。また、「債務弁済能力」は換金能力を示す現在現金流量に対する1つの意味づけであろう。これに対して同じ現在現金流量あるいは現在現金等価額については、チェンバースでは企業の財務的な適応能力を示すものとして、他の企業や資産を購入する能力を示すものと意味づけられたと考えられるのである。この点で、債務を返済できるか否かという能力を示す債務弁済能力とは異なる。

現在現金流量という概念それ自体は必ずしも明らかなものではないが、それを忠実に表現するものが交換価格であるからこれを採用すべきだという論理になる。これが、FASBやIASBによる概念フレームワークの背後にある考えであるといえよう。こうした点から、交換価格による数値が忠実な表現であるかのように扱われる。ただし、FASBとIASBにあっては、「測定の不確実性」が忠実な表現を妨げるものとして論じられているので、この点については次節で扱う。

IASBやFASBは公正価値を指向する傾向にあり、その点で現在現金流量を測定される性質であると想定するのと同じような考えになっている。公正価値測定においても交換価格が使用され、忠実な表現との関わりが論じられている。次に、その点を測定の不確実性の概念とともに検討する。

5. 忠実な表現と測定の不確実性

先に、ジョンソン＝ストーレイの研究報告において「表現の忠実性の規準」が挙げられているけれども、それ以前のFASBの概念フレームワークにおいてそうした規準はないということ述べた。以後のFASBとIASBの概念フレームワークにおいてもそうした規準らしきものはない。前述したように、忠実な表現が完全性な

どの要素に分けて説明されてはいるけれども、忠実な表現それ自体の直截な説明はないのである。したがって、規準らしきものが設定されているとは思われない。

概念フレームワークにおいては、「有用な財務情報の質的特性」として有用性の概念が挙げられ、それを支える2つの質的特性として目的適合性と信頼性が挙げられてきた。ところが、IASB (2010) の概念フレームワークからは、信頼性の概念に代えて忠実な表現の概念がその位置に着いたのである。IASB (2018a) の概念フレームワークは、「質的特性」の内容に関しては、IASB (2010) とほとんど変わるところはなかった。そうした中で、IASB (2018a) では、忠実な表現を阻害する要因として「測定の不確実性」の概念が導入されたのである。討議資料である FASB (1976, paras.356-360) では、測定の不確実性に関する萌芽的な説明が既に行われていた。また、IASB (2010, para.QC16) においても、「見積値に影響する不確実性」などといった表現が見られるが、特に立ち入った説明はされていない。IASB (2018a) において測定の不確実性の概念が導入されたわけであるが、その際に参考とされたのがジョンソン＝ストレーの著書であると思われる。そこには、測定の不確実性についてはIASB (2018a) よりも詳しい説明が行われている部分もある。そこで、彼らの見解も参考にして測定の不確実性について検討することにしたい。

測定の不確実性という概念に関連して、「存在の不確実性 (existence uncertainty)」と「結果の不確実性 (outcome uncertainty)」という概念も導入されている。これらも合わせて説明することにしたい。その前に、そもそも不確実性とは何か、という問題もある。IASB (2018a) では理解しやすい概念であると考えられたのか、特に説明はない。そこで、ジョンソン＝ストレーによる説明を参照することにしたい。彼らは、ウェブスターの辞書から「不確実性とは、何かに関する知識あるいは確信が不足していることである」という説明を引用した後に、「経営や経済の活動における不確実性の大半は将来を確実に知ることはできないという事実

起因する」(Johnson and Storey, 1982, p.24) と述べている。彼らがいうように、経営や経済、ひいては社会の活動における不確実性の大半は将来を確実に知ることができないからであろう。また、社会の活動全般について、将来だけでなく、現在についても同様であり、その知識あるいは確信が不足する、つまり不確実であるといえよう。

IASB (2018a) は「測定値 (measure) が活発な市場における価格を観察することによって直接決定できず、代わりに見積りをしなければならないときに、測定の不確実性が発生する」(para.6.60) と述べる。そして、「結果の不確実性は、資産や負債から生じる経済的便益の流入や流出の金額とタイミングについて不確実性があるときに発生する」とし、また、「存在の不確実性は、資産や負債が存在するか不確実であるときに発生する」(para.6.61) として、これらは測定の不確実性とは異なるとしている。こうした説明からすれば、例えば資産の存在やそれに伴う将来キャッシュフローが不確実であれば、測定の不確実性が生じると思われるかもしれない。しかし、そうした場合であっても、例えば資産の公正価値が活発な市場における価格を観察することによって直接決定できるならば、その公正価値の測定に関しては測定の不確実性はないというのである (para.6.62)。

これら3つの不確実性の中では、結果の不確実性は将来のキャッシュフローが確実に予測できない場合が多いことから理解しやすいものである。そして、存在の不確実性も比較的分かりやすいものと思われる。例えば、のれんが資産として本当に存在しているのかが明言できないように、また、裁判で訴えられている賠償請求額が負債として確定していないように、財務諸表の構成要素がそもそも存在するのかは確実ではないケースも多いのである。こうした結果の不確実性と存在の不確実性と比較して、測定の不確実性はその説明からは分かりやすいものとはいえない。そうではあるが、この測定の不確実性が忠実な表現に関わる不確実性であるので、その意味をさらに探ることにする。

先の引用に示されているように、測定値——

つまり財務諸表の数値——が活発な市場における価格を観察することによって直接決定できなくて、代わりに見積もらなければならない場合に、測定の不確実性が生じるという。これは、測定の不確実性が生じる状況について述べているのであって、そうした状況によって測定がどのようになるのかはまったく説明されていない。つまり、測定の不確実性の概念それ自体の説明は無いのである。分かりきった概念だと思われているのであろうか。ジョンソン＝ストーレイでは、測定の不確実性を「資産や負債あるいはそれらの変化の大きさを決定する際に伴う不確実性」(Johnson and Storey, 1982, p.7)であるとしている。先のウェブスターの辞書の言葉を使えば、何らかの原因によって測定値に確信が不足している事態といえよう。測定値に確信が持てないとすれば、それは活発な市場における価格が使えないことに起因するというのが、ジョンソン＝ストーレイだけでなくIASBの考えであらう。

活発な市場における価格を観察する必要があるのは、現時点での測定値を市場価格によって決定しようとする場合である。具体的には、売却時価なり再購入原価を確定するために現時点での市場価格が必要とされる場合である。IASBは、前述したように、活発な市場における価格を観察できる場合、公正価値の測定には測定の不確実性はないとしている。この点では、ジョンソン＝ストーレイが現在現金流量を測定するために交換価格を利用することと同じ論理である。現在現金流量が公正価値に代わっただけからである。なお、ジョンソン＝ストーレイは、交換価格を求める市場が活発か否かというだけでなく、当該企業が取引に参加している市場か否かという条件も取り上げている。しかし、彼らの主たる関心は市場が活発か否かという面であり、この点でIASBが市場が活発か否かという面だけを取り上げていることは結果的にはさほどの違いはない。

また、IASBは、市場価格が公正価値の測定に使用されるというだけでなく、活発な市場における価格が忠実な表現を提供するものとして、それに影響する要因として測定の不確実性

があると考えている。このことは「……2018年の概念フレームワークでは、測定の不確実性は忠実な表現を提供できるか否かに影響する要因として述べられている」(IASB, 2018b, para. BC2.49)ということからも明らかである。また、ジョンソン＝ストーレイも「企業の資産に関する現在の市場価格がその資産の現在現金流量を忠実に表現する度合いは、その価格が生じる市場と交換取引の特性に依存している」(Johnson and Storey, 1982, pp.61-62)と述べている。彼らのいう「市場と交換取引の特性」で最も重視されるのは、価格が活発な市場におけるものか否かである。活発な市場でなければ、測定の不確実性が生じ、忠実な表現が得られないかもしれないというのである。

6. 測定の不確実性と不確定性原理

測定の不確実性に似たものとして、量子力学におけるハイゼンベルグの不確定性原理⁽¹¹⁾があるので、これと比較してみたい。量子力学というミクロの世界を対象とする理論が社会というマクロの世界の片隅にある会計に直接的な役立ちはないが、少しは参考にはなると思われる。というのは、マテシッチがチェンバースの売却時価会計論に関連して不確定原理を持ち出していたからである。ただし、不確定性原理はインターネットで簡単な解説を探しても、筆者に分かるようなものは見つからなかった。ウィキペディアなどにある解説に深く立ち入ることなく測定の不確実性の理解に役立つ限りで取り上げることにする。

マテシッチは、売却時価会計に使われる市場価格が2つのまったく異なったことに同じように使われているとして、(1)実際に売買された商品の価格と、(2)売買されていない同じ商品のすべての単位の価値とを区別している(Mattesich, 1984, p.33)。そして、前者だけが客観的に検証可能なものであり、後者は違うという。マテシッチは、後者のケースを「経済的ハイゼンベルグ原理 (the economic Heisenberg principle)」(以下、「経済的不確定性原理」と呼ぶ)と名付けている。それを良く例証するものとして、会

社の実際の市場価値は、その株式の売買数が非常に少ない時には、株価と発行済株式数との積とは一致しないという例を挙げている。ただし、この例だけで市場価格の使用が経済的不確定性原理のようなものと理解するにはもう少し説明が必要であろう。

不確定性原理それ自体が十分に解明されたものとはいえない原理あるいは現象のようである。それは、量子力学が対象とするミクロの世界では、電子などの粒子の位置と運動量といった相補的な物理量を同時に測定することはできないという現象である。同時に測定できないということが粒子という物理的な性質に起因するものであって、測定機器なども含む測定技術が進歩すれば解決できるというものではないようである。マテシッチの経済的不確定性原理に関連するものとしては、粒子の位置を測定しようとして光を当てると、その位置が移動してしまうという現象がある。つまり、人間が測定しようとする測定対象に変化が生じてしまうことになる。このことは、測定という行為が観察対象に影響するという観察者効果と呼ばれるものと混同されているという。ウィキペディアによれば、こうした混同はハイゼンベルグ自身による説明に由来するものの、今日でも素人向けの啓蒙書では繰り返し出てくるという。しかし、この説明は根本的に誤解を招く恐れがあるものとして今日では否定されているという。測定が粒子の位置に影響するけれども、粒子の位置と運動量との関係は不確定性関係として客観的な存在であり、主観的なものではないというのである。つまり、測定に関わりなく不確定性が存在するということである。

これだけでは、マテシッチの経済的不確定性原理が誤解によるものか否かは明らかではない。しかし、マテシッチは観察者効果を念頭にしていたと思われるのである。所有する商品の測定のために市場価格を売却価格として使うということは、同じ種類の商品かもしれないが他社が売買した商品の市場価格を使うことであり、自社が実際に売買した商品の市場価格ではない。もし手持ちの商品それ自体の売却価格を求めるために市場で売却すれば、市場価格に

よって売上高が測定されるけれども、資産としての商品それ自体が測定対象としては存在しなくなってしまう。つまり、資産の測定のために売却価格を得ようとすれば、資産それ自体がなくなってしまうのである。これがマテシッチの経済的不確定性原理の意味するところだと思われる。したがって、売却時価会計論は原理的に成立しない主張ということになるのである。

不確定性原理によれば、粒子の位置と運動量など2つの物理量を測定すると、その測定値が確定せずに分散するという。ある範囲内に「真の値」が存在すると考えられるが、その真なる値を測定できない。つまり、「真の値」を知ることにはできず、不確定な数値が得られるだけだということである。これが測定による不確定性であり、先に述べた客観的に存在する不確定性とは区別されるという。こうした測定の不確定性がIASBやジョンソン＝ストレーイによる測定の不確実性に概念的に似ているのである。ただし、IASBなどによる測定の不確実性では、活発な市場における市場価格による測定値が「真の値」であり、それ以外の市場価格などによる測定値は「真の値」から外れた数値、その意味で「不確実な数値」だとされている。このことは、前述したように、活発な市場における価格によって会計測定値が決定できるのであれば、測定の不確実性はなく、また忠実な表現が実現されると考えられていることから明らかである。会計測定値が不確実な数値になる場合があるとはいえ、「真の値」が存在すると想定している点では、不確定性原理とは異なる。こうした点も踏まえて、次に測定の不確実性について検討する。

7. 測定の不確実性の検討

先のIASBからの引用によれば、活発な市場における価格を観察することができない場合には見積りによらなければならないとしていた。これが測定の不確実性の発生原因にもなっていたのである。この説明では2つの疑問が生じる。その1つは、活発でない市場における価格を観察することができる場合では、その価格は使われないのであろうかという疑問である。この疑

問には、活発な市場とそうでない市場は明確に区別できるかという疑問も伴うことになる。2つ目の疑問は、そうした市場価格の代わりに見積りされる数値とは何であるかというものである。これらについてIASBは特に説明していない。これらの疑問を検討することにした。

最初の疑問に関してジョンソン＝ストレーイは、「〔活発でない市場における〕交換価格は、少ない数の多分極めて異なる取引から、あるいは単一の取引からさえ生じることから、それが資産の現在現金等価額⁽¹²⁾を表すかは分からないことが多い。その価格は市場が活発である場合とまったく同じである場合もあるが、大きく異なる場合もある」(Johnson and Storey, 1982, p.65)という。そうしたことから、そのような交換価格を使うことは資産をほとんど表現しないというリスクがあるという。つまり、活発でない市場における交換価格は、活発な市場におけるそれと同じように「真の値」を表現することがあるかもしれないが、それから離れた数値になることが多いということであろう。そうであれば、活発でない市場における価格を利用した場合では、測定値が「真の値」から乖離するという意味で測定の不確実性が生じる可能性が高まるというのは理解できる。しかし、IASBもジョンソン＝ストレーイも、交換価格を使用する代わりに見積りをしなければならぬことによって測定の不確実性が生じると考えている。活発でない市場における価格の利用はまったく考えられていないのであろうか。後述するように、IASBは、公正価値測定においては活発でない市場における価格の利用も想定しているのである。こうした問題は、活発な市場と活発でない市場との区分の問題とも関係することである。

先にも取り上げたが、ジョンソン＝ストレーイによれば、交換価格が現在現金等価額を忠実に表現するかは、その市場と交換取引の特徴に依存しているという(Johnson and Storey, 1982, pp.61-62)。そうではあるが、当該企業がその交換取引の参加者になっているか否かという特徴よりも当該市場が活発か否かという特徴を重視している。しかしながら、市場が活発であるか

否かの判定規準といったものは示されていない。どの程度活発であれば当該市場が活発な市場として位置づけられるかは、ジョンソン＝ストレーイの説明からも明らかではない。常識的に考えれば、市場が活発か否かは程度問題であるが、誰がどのように判断するのであろうか。

活発な市場の代表的なものとして株式市場が挙げられよう。では、ある日の証券市場で発行済株式のどれだけが売買されていれば、その会社の株式に関して市場は活発であるといえるのだろうか。例えば、日本の証券取引所に上場されている株式の売買回転率は年間で150%ほどである。これは年に発行済株式の1.5倍分が売買されるということである。この回転率(倍)を証券取引所の営業日数で割れば、1日当たりの回転率(倍)は約0.006倍となる。つまり、1日の営業日で発行済株式数の0.6%しか売買されていないということになる。ここで挙げた数字はまったくの概算である。具体的な例で説明すれば、この原稿を書いている日のトヨタ自動車と三菱UFJフィナンシャル・グループの売買回転率は、それぞれ0.15%と0.4%である。いずれも発行済株式数の1%に満たない株式が売買されたにすぎない。これでも両社の株価は活発な市場における価格といえるのだろうか。

こうした例からいえるのは、活発な市場という概念は理念的あるいは理想的な状況であり、そうした意味では実現不可能なものであるということである。現実の市場は活発さの程度は0%超から100%までの連続体のどこかに位置している。それゆえ、会計測定の現場においては「活発な市場」の作業定義が必要となり、何らかの外形で判定できるような規準を設けることになろう。したがって、「活発な市場における価格」といっても、次に論じる見積値の場合と同様に、測定の不確実性を免れるとはいえないのである。

8. 公正価値の「見積り」

次に、活発な市場における価格が得られない場合に、そうした価格の代わりに見積もられる数値とは何であるかという第2の疑問に進みた

い。IASB の概念フレームワークでは、こうした見積りについては特に説明はない。それは、より具体的な会計基準に任せるべき課題とされているとも思われる。活発な市場における価格が得られないのであれば、活発でない市場における価格を使うのか、あるいは、それとはまったく異なる価格あるいは数値を入手して使うことになる。

この点でジョンソン＝ストレーは、測定の不確実性を完全に克服することは滅多にできないので、あまり理想的ではない代替策 (less-than-ideal alternatives) に頼らざるを得ないことが多いとしている。そして「基本的には、2つの異なる種類の代替的な測定値が利用できるが、それは推定値 (estimates) と代理値 (surrogates) である」(Johnson and Storey, 1982, p.87)⁽¹³⁾ という。彼らの例示によれば、推定値とは、測定対象の人の体重を知りたいが、体重計がない場合に、その人の性別、身長、体格、年齢などの要素からその体重を見積もることによる数値である。これに対して代理値とは、身長などの要素が同じような人の体重を測定して得た数値である。推定値が測定対象である人の体重を直接的に見積もるのに対して、代理値はその人とは別人の数値を使って間接的に見積もるという違いがある。また、会計測定における例として、自社の経験から貸倒予想率を見積もって得た不良債権の数値を推定値の例として挙げ、他社の経験による貸倒予想率を借用して得た数値を代理値の例として挙げている。ただし、両者の区別は実践的には難しいことがあるという。このように両者を強いて区別することはできない、あるいは、区別する必要はないことから、IASB では「代理値」あるいはそれに関連する用語は使わなかったと思われる。そうしたことから、「推定値」と「代理値」とを合わせて「見積値」と表わすことにする。

IASB では、活発な市場における価格が得られない場合に見積りによることになり、それによって測定の不確実性が生じるということであった。しかし、活発な市場という概念それ自体が理想的あるいは理念的なものであることから、活発と見られる市場における価格を会計測

定値に使ったところで、多少なりとも測定の不確実性は免れないということは前述した。しかし、活発な市場における価格か否かを論じる前に、そもそもそうした価格が測定対象の資産の性質かどうかが問題となる。マテシッチの経済的不確実性原理が示すように、所有する資産の売却価格は、「売却」を文字通りに理解する限りは、その資産を売却しなければ得られないはずである。しかし、その売却価格は、所有する資産と「同一」あるいは「類似」の資産が売買された価格であって、当該資産が実際に売却された価格ではないのである。公正価値の説明で見られるように、売却したならば得られたかもしれない価格ということで、文法的には仮定法の形をとっている。別の言い方をすれば、現実には売却していないにもかかわらず売却したという仮想の下で成立したかもしれない「価格」を想定している。そして、実際には、その仮想の価格ではなく、実際に売買された他の資産について成立した価格が使われるという構成になっているのである。

このことは、討議資料である FASB (1976) においても、測定が基づく事象の性格という観点からは、売却価格に該当する「現在出口価値」が「仮想的な事象 (hypothetical event)」に基づいていると説明していることから理解されよう (para.392)。他に現在原価が「仮想的」として分類されている。なお、「仮想的」に対比されるのは「現実的 (actual)」と「予想的 (expected)」である。前者には歴史的原価が、後者には期待出口価値と現在価値が分類されている。なお、この他に時間の観点 (過去・現在・将来) と取引の種類 (入口・出口) とが示されている (paras.390-391)。特に説明は無いが、事象の性格による分類と時間による分類とは位置づけられる属性は対応している。例えば、仮想的とされた現在出口価値と現在原価は時間の観点からはともに現在に分類されている。

現在出口価値が仮想的でありながら現在として分類されるのは、現時点において「同一」あるいは「類似」の資産において成立した価格を使うからである。前述したように、現時点で仮想的な事象において成立したであろう価格を使

用するからではない。仮想的な事象であれば現時点では属性などは生じていないはずである。市場において交換という事象が生じていない資産の属性に対して、他の資産に実際に生じた価格を利用するという不自然さに対して何ら違和感を覚えなかったのであろうか。仮想的な事象を想定している点で、原理的にいって、公正価値は忠実な表現とはなり得ない。忠実に表現されるべき対象が仮想的である、つまり表現すべき対象が現実世界には存在していないからである。こうした問題点を回避するためかは分からないが、その後のFASBとIASBの概念フレームワークにおいては、「仮想的」などの言葉は使われていないと思われる。

人によっては、所有する資産と同一か類似の資産が市場で売買されたことによって成立した市場価格であるから、その価格は当該資産についても成立した価格でもあると主張するかもしれない。この点についてIASBが挙げる「公正価値ヒエラルキー」における関連箇所（IASB, 2011, paras.72-90）を見ることにしよう。そのヒエラルキーのレベル1では、主として、所有する資産と同一（identical）の資産に関する活発な市場における相場価格（quoted price）がインプットとして利用される。レベル2では、主として、活発な市場における類似（similar）の資産に関する価格、あるいは同一または類似の資産に関する活発でない市場における価格がインプットとして利用される。レベル3では、観察不能なインプットが使用されるが、それは当該状況において入手可能な最善の情報に基づくものとされている。そこでは、相場価格が得られない場合には、それに代わって見積りが行われる。レベル1と2においては、資産が「同一」あるいは「類似」であるとはどういうことかという問題が、また、活発でない市場における価格が使われるという問題がある。また、レベル3においては、レベル1と2以上に測定の不確実性が問題とされよう。こうした問題点について検討したい。

レベル1では、「同一」の資産に関する活発な市場における相場価格がインプットとして使われるが、この「同一」の意味はなんだろうか。

レベル2では類似の資産の相場価格がインプットとして使われるが、その「類似」と区別が付くのであろうか。このように問うのは、先のジョンソン＝ストレーレイによる「推定値」と「代理値」との区別に従えば、同一の資産の相場価格は推定値に、類似の資産の相場価格は代理値に分類されることとなる。しかし、たとえ「同一」の資産の価格であっても代理値にすぎない、というのが筆者の見解である。この点は、心理学や社会科学における測定論での指標の特徴と関係するところである。まずは「同一」とは何かということから話を始めたい。

「同一」あるいは「同一性（identity）」は哲学における認識論においては最も重要な用語の1つである。会計においても認識が問題となるが、それは例えばある項目が資産であるか否かを識別することである。これは、ある項目が「資産」として認識することができるか、すなわち、「資産」として同一であるかが問われるのである。さらに細かく分ければ、ある項目が流動資産としての「有価証券」などとして識別できるかということにもなる。

レベル1で同一が問題となるのは、ある項目が他の項目と同一であるかということである。この同一には2つの異なる意味が考えられる。1つは、この2つの項目が1つの実体として昨日と今日といった時間的に異なるけれども継続して存在している場合である。もう1つは、2つの項目は別の実体であるけれども種類としては同一のものとして存在しているという場合である。前者であれば、同じ実体がまさに個体としての同一性（あるいは自己同一性）を維持している場合である。しかし、レベル1での「同一」が意味するのは、この場合ではない。ある時点において2つの項目（有価証券の例でいえば、所有する証券と市場で売買された証券）は同じ実体ではないからである。野矢（2002）は、前者の同一性を「数的同一性」と呼び、後者の同一性を「質的同一性」と呼んでいる⁽¹⁴⁾。後者はまた「同質性」あるいは「同類性」とも呼んでいる。

このように同一あるいは同一性の意味を区別すれば、レベル1と2における「同一」と「類

似」は、質的同一性のなかでの区分にすぎない。つまり、同一とする質あるいは類をどのように細分化するかの違いである。有価証券の例でいえば、特定銘柄の普通株として同一であるというのがレベル1での「同一」である。別の銘柄の株式であれば、「有価証券」として分類される項目であるという点で同一性あるいは同類性が認められる。ただし、「有価証券」の例では、レベル2での「類似の資産」がどのような範囲のものまでも含むかは明らかではない。また、例えばパソコンなどの備品では、類似のパソコンは数知れないものであり、価格も性能も大きく異なる。それゆえ、その「類似」の範囲を確定するという問題が生じるであろう。

レベル1と2での「同一」と「類似」の違いを問題にしたのは、売却価格の利用において「同一の資産」といったものは成立せず、「同一」と見られるのは「類似」の一種にすぎないということを主張するためである。したがって、ジョンソン=ストレーの区別に従えば、活発な市場において同一の資産に関して成立した交換価格であっても、それは推定値ではなく代理値として使用されるということである。つまり、「同一」の資産でも「類似」の資産でも、それらに関する交換価格はいずれも代理値として使われるのである。むしろ代理値としての数値が使われることに会計測定の特質があるのである。ただし、ジョンソン=ストレーが述べるように、推定値と代理値の区別は曖昧である。彼らが思った以上に、推定値と見られた数値が代理値であることが多いのではないかとと思われる。その例を先に彼らが挙げた不良債権の見積りについて見てみよう。

前述したように、不良債権の見積りに当たって自社の経験から貸倒予想率を見積もって得た数値が推定値の例として挙げられていた。この場合、この不良債権が含まれる債権、例えば売掛金であれば、当該企業の売掛金全体であるのか特定の取引先に対する個別の売掛金であるのかという問題もある。いずれにしても、売掛金という項目それ自体に同一性が保たれているのであろうか。売掛金全体であっても特定取引先に対する売掛金であっても、「売掛金」としては

同一性を保って存続しているかのようなのである。しかし、信濃川という特定の河川が同一性を保って存続していても、そこに流れる水は絶えず変化している。売掛金にしても同様で、特定の取引先に対する「売掛金」という項目の下に、日常的に発生しては消滅している個々の売掛金が含まれる。したがって、貸倒予想率は同じ「売掛金」という項目かもしれないが、現在の売掛金とは異なる売掛金に生じた貸倒れのデータが基になっている。特定の取引先に対して過去に生じた貸倒れがあるとすれば、その取引先に対して売掛金が現時点で存在することはほとんどないであろう。貸倒れが起きたことによって以後の取引は生じないと考えるのが通常だからである。また、売掛金全体の場合でも、過去の貸倒れの経験は現在の売掛金とは別個の内容に関するものであり、したがって、現在の売掛金についての推定値ではなく過去データによる代理値であるといえよう。それゆえ、他社の経験による貸倒予想率を借用して得た数値だけでなく、自社の経験によるものであっても代理値なのである。ただし、個々の取引先の財務状況を分析することによって貸倒れを見積もる場合は推定値といえる。

「同一」の資産であってもその市場価格を使った数値が代理値にすぎないと述べてきた。このように述べると、例えば特定銘柄の普通株であれば、手持ちの株式と証券市場で売買された株式では「同一」といって良いのではないか、したがってその市場価格を当該株式の売却価格として利用しても問題はないと反論されるかもしれない。多くのケースではその通りであるかもしれないので、これに対して全否定するつもりはない。それでも、大量保有や資産の状況などの固有の要因によって数値の調整が行われる場合もあり得るから、それらを「同一」とは認定できないことも多いと思われる。しかし、これらは「同一」という言葉に拘るから出てくる問題であり、「類似」として、あるいは「代理値」として扱えば特に問題があるわけではない。会計測定にはこれらは必然のことであり、それを「同一」という言葉で問題がないかのように扱うことこそ問題なのである。

レベル2で少し問題となるのは、活発でない市場における相場価格が使われる可能性である。前述したように、IASB（2018a）では、活発な市場における価格を観察することができない場合に、代わりに見積りが行われ、測定の不確実性が生じると述べられていた。活発でない市場における価格でもレベル2では使われる可能性があるということであり、概念フレームワークの見解とは齟齬が生じているといえよう。また、そうしたケースが想定されるのであれば、その場合における測定の不確実性があるのか否かが明らかにされなければならない。

概念フレームワークにおいては、こうした測定の不確実性が問題になるのは、上記のように、活発な市場における価格を観察することができない場合に代わりに見積りが行われる時であった。これはまさにレベル3での問題である。このレベル3では評価技法が用いられ、これへのインプットが異なれば、そのアウトプットである測定値が異なってくる。したがって、実際に採用したインプット数値に基づいて財務諸表が作成されることになるが、これに対して代替的なインプット数値があれば、その違いが測定の不確実性を表すかのように考えられている。こうした測定の不確実性の開示を求める議論が行われている⁽¹⁵⁾。確かに、レベル3における測定では測定の不確実性が生じていると見られるので、こうした開示は測定値が不確実なのだと言注意喚起するという点では意味があると思われる。しかし、レベル1と2においても基本的には代理値が使われるので、レベル3とは異なる意味での測定の不確実性が存在する。この点の注意が必要である。

いずれにしても、公正価値を測定するには測定の不確実性は避けられない。それだけに、会計における測定値の決定には、データとなる価格をどのように得るのか、それをどのように調整して測定値を得るのかなど、会計基準として実務に適用するためには細かな規定が必要とされよう。このような問題があるのは、そもそも理論概念としての「公正価値」が曖昧であることにも起因するのである。そこで、この公正価値概念を改めて検討することにする。

9. 公正価値概念の曖昧さ

先に引用したように、計量心理学における測定では測ろうとしているものがそもそも存在しているかが議論の対象になるという。これは会計測定においても同様であり、公正価値だけでなく、チェンバースの現在現金等価額やジョンソン＝ストーレイの現在現金流量でも同じことがいえる。これらはいずれも市場価格に基づく売却価格を利用するという点では共通している。ただし、チェンバースは全面的な売却時価会計を主張しており、ジョンソン＝ストーレイも似たような見解と思われるが詳しくは不明である。それに対してIASBは、現状では公正価値を部分的に採用するに留まっており、その測定に売却価格を利用するというものである。ここではIASBによる公正価値を取り上げて検討する。

IASBは、前述した公正価値の定義から理解できるように、資産の公正価値はその売却価格を利用して測定するという見解である。ただし、「公正価値測定」という言葉が使われる点からすれば、公正価値が測定対象である、あるいはそれを表す理論概念であるかのような印象を受ける場合もある。それは、心理学における測定対象である知能が人間の頭脳に属する性質であるかのように、資産に属する性質であるかのような扱いである。あるいは、絵画の芸術価値といったものも同様である。しかしながら、IASBによる公正価値の定義では、公正価値は測定対象に属する性質ではなくて売却価格という数値である。したがって、公正価値測定は売却価格測定ということになり、価格という数値を測定するという変な結果となる。公正価値という対象を測定した結果として測定値が求められるはずなのに、売却価格という数値自体が測定対象となっているのである。

このような混乱が生じる原因は、「公正価値」と訳される「fair value」という言葉そのものにある。「value」という言葉は、「価値」と「数値」という会計測定に係わる2つの、関連するが別個の意味をもつ用語に訳することができる。「価値」であれば、経済価値や芸術価値というよ

うに何らかのモノに内在する性質、あるいはそれ付随して生じる特性といったものが挙げられる⁽¹⁶⁾。これに対して「数値」であれば、市場価格や売却価格といったものが挙げられる。「公正価値」という日本語であれば、むしろ経済価値と同じような性質あるいは特性をイメージするのではなかろうか。しかし、公正価値の定義では明確に「価格」という数値として示されている。また、日本の会計基準では「適正な評価額」や「公正な評価額」という用語も使われたりするが、これも「fair value」の訳語としてはそれなりに考えて付けられたものだといえる。ただし、測定対象としての「公正価値」も、実際には具体的な測定技法という制約のもとで測られるので、前者の「価値」と後者の具体的な「数値」とはきっぱりとは切断できない。このことは、「公正価値」にもまして「現在価値」に当てはまる。現在価値で想定される「価値」は、現在価値の測定技法によって明らかになるからである。しかし、それでもこの測定技法はいくつか考えられるので、現在価値においても「価値」と「数値」とは切り離して考えることができよう。公正価値が測定対象に属する性質であるかのような「測定属性」と名付けられる一方で、測定のためのデータを提供する「測定基礎」と名付けられているが、これも上述のことから分らないことではない。

こうした事情もあってか、「公正価値」の意味・内容は定まっているとはいえない。この点では齋藤(2014a)も、公益事業の料金算定の領域で用いられた公正価値は売却価格のような出口価格ではなく、むしろ入口価格として性格づけされるとした。そして、以後の会計基準への援用を見て、「……公正価値概念は、主として他に明確な測定属性がない場合、あるいは適切な測定属性を明示することができない場合に導入されてきたことが確認できた。そして、公正価値がリジッドな概念でないため、その金額(測定値)について恣意性が介入する余地が生じることとなる」(27頁)と述べている。悪くいえば、間に合わせ的に用いられてきた概念だということであろう。ここでも示されているように、公正価値は「価値」か「数値」かという観点か

ら見ると、価格や評価額などの「数値」と見なされるのが専門家の間では一般的だと思われる。それでも、公正価値が経済価値などのような「価値」を意味するとみられる場合も多いことだろう。

公正価値概念の曖昧さを示す別の例として、川村(2014、47頁)が「2つの公正価値測定」と述べるものがある。川村はアメリカの会計基準を検討して、2種類の公正価値概念とそれに伴う売却価格の異なる使い方があることを指摘している。その1つは、資産の処分または清算を想定したケースである。そこで使われる売却価格はいわゆる「処分価格」といえるものであり、市場価格よりは低くなるのが通常である。また処分コストなどの取引費用も控除される。もう1つの公正価値は、処分あるいは精算を想定しないケースであり、売却価格としてこれまで述べてきたような市場価格が使われる。そして川村は、アメリカの会計基準は第2のケースでの公正価値を扱ってきたというのである。これはまたIASBの公正価値の考えでもある。また、チェンバースの売却時価会計論においても、通常の営業循環での売却を前提にしているところから、同じような考えであるとみられる。

なお、公正価値測定には売却価格が使われるが、この「売却価格」という言葉には4通りの使い方が考えられる。いずれも公正価値測定に係わるので説明しておきたい。その1は、川村が挙げた「処分または精算」を前提にした売却価格である。企業の精算を前提にした処分価格である。その2は、川村が挙げたもう1つの例における売却価格であり、これまでの公正価値測定の説明で想定されている価格である。これをジョンソン＝ストーレイは「現在出口価値」と名付けている。その3は、ジョンソン＝ストーレイが「予想出口価値」あるいは「正味実現可能価額(net realizable value)」と称しているものである。これは、通常の営業循環過程において売却することで成立すると予想される売却価格である。この場合、現時点で成立している市場価格を利用するのではなく、所有する資産を通常の営業循環において売却するとして予想される将来価格である。したがって、彼らはこの

価格を「将来」と「予想」の次元に位置づけるのである。売却価格の4つ目は、第2と似ているが、「仮想的な事象」を想定していることから、所有する資産を売却するという事象を仮想したならば得られたであろう売却価格である。実は、これこそが公正価値の定義に沿った売却価格であるといえるのである。レベル1と2で想定される売却価格は、先に議論したように、所有する資産と「同一」あるいは「類似」の資産に生じた市場価格が使われる。第4の売却価格が所有する資産に関する売却を仮想した「推定値」であるとするれば、第2の売却価格は他の資産の価格を「代理値」として使用している。第4の売却価格の算出には「代理値」を参考にすることもあり得るが、概念的には異なる。また、第2の売却価格は他の資産について生じた現実の売買事象において発生した価格であるのに対して、第4の売却価格は当該資産による仮想の売買事象における仮想の推定価格なのである。しかしながら、公正価値測定においては、仮想の事象を想定する仮想の市場価格の見積りには新たな困難が生じると思われるので、同一あるいは類似の資産に生じた現実の事象による市場価格を売却価格として採用しているであろう。

こうした公正価値概念の曖昧さは、売却価格がインプットとして使われないレベル3において顕著である。レベル1と2では相場価格が主として使われるが、レベル3では評価技法として各種の評価モデルが使われ、それに観察不能なインプットが投入される。公正価値の定義では売却価格としていたにもかかわらず、売却価格を使わないレベル3でも公正価値が測定されるというのである。IASBは「けれども、公正価値測定の目的は同じままである」(IASB, 2011, para.87) といい、売却価格と同じように出口価格を使っていると述べる。評価モデルを使って得た金額が出口価格であるといえるかは不明であるが、IASBとしてはそれでも公正価値測定という目的に合った測定値が得られるというのであろう。こうした扱いが、公正価値は売却価格であるという定義に見合ったものだとは思われない。ともかく、公正価値の概念が拡

張していることは確かであろう。こうしたことから、齋藤(2014b, 384頁)が「検討した結果、公正価値がある特定の測定属性を表していないことは明らかである。……したがって公正価値概念が曖昧模糊となるのは必然である」とも述べているのは首肯できるのである。

公正価値概念が曖昧になるのは、とりわけ公正の概念の意味が明らかにされていないからだと思われる。この点について國部(2017)は、公正とは「社会を構成する規範の1つである」(1頁)と述べる。しかしながら、そうした公正の考えは公正価値の定義や説明の中には原則として表されてはいないという(9頁)。IASBでは、社会規範としての公正の考えどころか、どのような意味で「公正」という言葉を使っているかも説明されていないのである。したがって、「公正」も「価値」もほとんど説明されないまま、それが売却価格であるという「定義」がなされているのである。これでは、公正価値の概念が理論概念としてその測定における指標の選択・加工を指導することはできない。

齋藤(2014a)は、「公正価値」が使われ始めたケースとしてアメリカの公益事業の料金設定に関する裁判を取り上げている。そこでは報酬額算定の根拠として資産の公正価値が使われたという。しかし、この場合においても「公正」が意味をもった概念として使われているようには考えられない。筆者の目からすれば、判決に対する権威付けとして「公正」が使われたと思われるのである。

これに対して、「公正」が意味ある言葉として使われていたケースがイギリスにおいてある。それは、会計とは異なる分野であるが、イギリスの家賃統制の歴史において1965年から10年間にわたって採用された「公正家賃(fair rents)」というシステムである。参考になるので、その説明を見ることにする。

このシステムは、空き家のない需給均衡状態において成立するであろう家賃を公正家賃と定義し、3年ごとに家賃裁定委員会、公務員、家賃査定官(rent officer)の下で公正な家賃を決定するものであった。実際には、借

家人にとっては高額過ぎる家賃から保護され、家主にとっては、自己の投資に見合う利益を確保できるようにするというのが公正の現実的意味であった。(住宅改良開発公社、2019、23頁)

公正家賃は、空き家のない需給均衡状態において成立するであろうという仮定の下での家賃額である。このように仮定を行っている点では、公正価値と同様である。しかし、大きく異なるのは、このように決定された公正家賃に一種の価格である現実の家賃が統制されるということである。これに対して、公正価値は現実成立した市場価格が使われる。すなわち、公正家賃が現実の家賃を決めるという構成になっているのに対して、公正価値は現実の価格によって決められるという構成になっているのである。公正家賃は、借家人と家主との間に家賃裁定委員会などが介在して「公正」とされた家賃に向けて実際の家賃が決まってくる。第三者とも思われる家賃裁定委員会などが借家人と家主の間の「公正」を決めていたといえよう。

これに対して、公正価値の場合は、誰と誰との間の「公正」であるか、あるいは「公正」がどのように担保されるものであるかは明らかでない。公正価値を論じているニッシム＝ペンマン(2012、17頁)では「誰にとっての公正価値か」という節があり、公正価値会計が所有主である株主のためであるとしているが、公正価値が「誰にとって公正か」という視点はない。こうした「誰にとって公正か」という視点を欠いたまま「公正価値」が使われている。それは、「公正価値」が「公正」という美名のもとで、公正価値測定に反対しにくくするという役割を果たしているのではないだろうか。ともあれ、「公正」と「価値」のいずれも会計において具体的な意味に欠ける言葉であり、それを合わせた「公正価値」も具体的な意味を欠いた言葉とも当然であろう。

次に、公正価値測定を中心にして会計測定において価格などの指標がどのように使用されるかを検討する。

10. 指標としての価格の役割

心理学や社会科学の測定論において、測定対象を示す理論概念がある程度明示されなければならない。そうでなければ、そもそも何を測定しようとするのかが明らかにならないからである。しかしながら、心理学における知能概念のように、理論概念が明確には分かっていない場合も多いのである。

これまで論じてきたように、公正価値という概念は測定対象に内在する属性であるかの印象を受けやすいが、その定義で見ると、市場価格およびそれに基づく数値としての売却価格を意味している。レベル3では、そうした売却価格を評価モデルによって算出しようとする試みが見られる。これは、知能という概念が人間に内在するある種の能力ではなく、教育検査の結果による数値であると述べるに等しい。そうした意味では、そもそも公正価値測定が何を測定しようとしているのかが明らかではないのである。だから、逆に、売却価格を選択・加工して得られた数値だけでなく、評価モデルによる数値なども包括して解釈する余地が出てくる。

会計測定の対象は何らかの経済価値である。永野(2021)でも述べているが、これまで会計理論で扱われてきた「未費消原価」や「債務弁済能力」といった概念は、そうした会計測定の対象となっていたといえる。ただし、これらも曖昧な概念である。その点では公正価値も同じようなものといえるが、それら以上に曖昧であり、そうだからこそ逆に融通の利く概念になっているのであろう。

心理学や社会科学の測定論における特徴は、理論概念に対してそれと関連すると思われる指標を使って測定を行うというものである。知能の概念であれば、測定したい知能に関連すると考えられる知能検査を作成し、その得点を指標として利用することによって「知能」が測定される。はたして教育検査が「知能」を測定しているのかを問うのが妥当性の概念である。そして、この妥当性については幾つもの検証方法が考えられている。前述したように、表現の忠実性も当初はこの妥当性に類似したものとして扱

われていた。そして、それ以後は妥当性の統計的検証を真似て統計的検証の方法を考案しようとしたようであるが、その試みは成功しないままである。

心理学や社会科学の測定論では、こうした知能の概念のように、理論概念を測定するために指標を考案するという努力を行うのが通常である。しかし、会計測定においては、市場価格など数多くの数値が市場などの経済制度の産物として企業内外に存在しており、それらを指標として利用しているのである。そうした点では、独自に指標を作成しなければならない測定分野とは様相を異にする。指標となりそうな数値が企業内外に数多く存在するために、会計測定の目的に合わせて指標を選択・加工したりしなければならないという問題も生じてくる。つまり、会計測定の外部に生じている指標となるデータをどのように選択するか、またそれをどのように加工あるいは調整するかという問題である。

こうしたデータを選択・加工には、それを指導する理念が必要である。知能の概念の場合であれば、知能の理論的研究の成果である。会計測定の場合であれば、公正価値概念の内容であるはずである。しかしながら、公正価値は「価値」と考えた場合には経済価値と表現するしかなく、具体的な内容を伴っていない。したがって、データを選択・加工を指導することはできない。

先にも述べたように、市場という社会的制度によって市場価格という情報がいわば副産物として産出される。市場が制度という人工物であり、その産物である価格も人工物である。会計は、そうした人工物である価格を利用せざるを得ないのである。また、価格だけでなく、売上高や貸倒額など自社の内部で作成されたデータや利率など外部のデータも時には利用することになる。こうしたデータは、会計にとっては測定値を得るための指標として利用されるのである。ただし、そうしたデータをそのまま使う場合もあれば、加工して使う場合もある。どのようなデータをどのように利用するか、それは測定されるとされる理論概念によって決まってくる。こうしたことは、これまで論じてきた公

正価値測定においても明らかであろう。公正価値測定だけでなく、それ以外の会計測定においても事情は同じである。まず、この点を取得原価あるいは歴史的な原価を例にして取り上げることとする。

資産の取得原価としては過去の市場価格、あるいはより正確には、当該資産を取得した際の取引価格が指標として利用される。しかし、その取引価格がそのまま「原価」となるであろうか。両者が一致する場合もあろうが、異なる場合も多いであろう。先に取り上げたように、ペイトン＝リトルトンが信用取引で購入した資産の「真の原価」として、その取引価格ではなく、現金で購入した場合に想定される取引価格を採用している。彼らにとって原価とは、取引価格ではなく、こうした意味での「現金等価額」なのである。金融資産であれば市場で成立した市場価格が指標として役立つであろうが、棚卸資産などの物的な資産にとって取引価格は企業を取り巻く様々な状況下で成立した価格であり、状況が異なれば取引価格も異なってくる。この点では、詳しくは永野（2018、142頁）を参照してほしいが、経済学者のモルゲンシュテルンが、サービスの質や支払形態などを考慮すると価格は単一の数値（スカラー）ではなく、複数の数値（ベクトル）から成っていると指摘したことが参考になる。いわば、取引価格は表に出た数値であり、その背後には様々な数値が隠れているのである。その1つが、取引条件である信用取引か現金取引かによって異なる数値である。会計測定において取引価格がそのまま使われるとすれば、その価格が裏に隠れた数値までも含むベクトルを代表するスカラーだと考えられるか、あるいは隠れた数値まで考慮するのは面倒だから無視するということだからであろう。

取得原価が取引価格と異なってくるのは、これだけではない。周知のように、資産の取得原価には、単に取得時に支払った対価だけでなく、その付随費用も含まれる。付随費用としては、資産を取得するまでに要した費用だけでなく、それを購入した目的に適した状況にするために要した費用も含まれる。そのためには、時には

資産除去費用を含めたり、資産を取得するための借入費用を加算したりする。それゆえ、取得原価は取引価格がそのまま使われるわけではないのである。取得原価は、取引価格も含むベクトルをスカラー化した数値である。取得原価の範囲をどのように決めるかは、取得原価の意味づけによるものであり、それは取得原価をどのような目的に使うかに依存する。取得原価は実現あるいは「リスクからの解放」という概念の下で使われてきたことから、これらの概念が何らかの収益力を示すものとして採用されてきたといえる。取得原価あるいは歴史的な原価を基にして「未費消原価」という概念も考案されてきた。これらは測定対象としての資産の性質に関する理論概念といえるかもしれないが、即断はできない。

公正価値測定においては、売却価格として市場価格が使われる。市場価格は経済学では価値の一種である交換価値を表すとみられることがある。そうした観点からは、市場価格が資産の交換価値を表現すると同様に、公正価値も一種の交換価値とみられると主張されるかもしれない。この場合、公正価値は交換価値と同じような意味づけが行われているといえる。公正価値の賛同者は案外とこうした考えを持っているかもしれない。

市場価格が交換価値、ひいては公正価値を表すとすれば、会計測定において市場価格の利用は妥当なことだと思われるかもしれない。しかし、現在の経済学では交換価値は理論的な研究対象とはなっていない。イギリスの経済学者であったジョン・ロビンソンは、市場価格を説明するものとして交換価値を捉えていながらも、交換価値を形而上学的な概念として、すなわち経験的に説明できない概念として扱っている。つまり、市場価格は交換価値の概念によって説明されるものであるが、交換価値それ自体は説明できない概念であり、結局は市場価格も交換価値によっては説明がつかないと論じているのである。この点は、永野（2018）が説明している。これに対して、公正価値測定では公正価値の具体的な内容が市場価格であるとしており、ロビンソンによる交換価値の説明とは逆方

向に議論が進められているのである。この点でも、公正価値の概念が曖昧になる要因があると思われる。

会計測定においては、取得原価と公正価値のいずれにしても、市場価格など企業内外のデータを使用して測定値を得なければならない。心理学や社会科学の測定論では、理論概念から出発して、その作業定義によって指標を定め、それによる数値を測定値として利用する。これに対して会計測定においては、市場価格が市場という社会的制度によって生み出されているように、企業の日常の活動において種々のデータが得られ、こうしたデータが指標として利用される。企業にとっての価格は企業の取引データとして存在することから、それらは会計の発生時から当然のごとく使用されてきた。これが逆に、そうしたデータによって何が測定されているのかが明確にされないままに現在に至った理由になっているとも思われる。取得原価あるいは歴史的な原価や未費消原価といった原価概念であればある程度抽象的な概念であり、一種の理論概念であるといえるかもしれない。公正価値の概念にしても同様である。しかし、これらが測定対象としての理論概念であると明確に説明できるほどに概念内容を規定することは困難であるのが現状である。

公正価値測定においては、公正価値の概念自体が曖昧であり、また、測定の不確実性がその測定値の忠実な表現であることの阻害要因としてあった。本稿では、資産の売却価格として市場価格を使用することに理論的な問題点があることを指摘した。すなわち、市場価格は当該資産に属する性質ではなく、他の資産に生じた価格を借用したものだということである。そうした市場価格を使用する場合であっても、ジョンソン＝ストーレイ（Johnson and Storey, 1982, p.61）は、不確実性によって現在の交換価格が資産の現在現金流量を良く表現することを困難にしているという。そして、「不確実性下においては、財務会計は代理値を使った近似値や推定値に頼らざるを得ないことが多く、また、配分や認識事象といったコンベンショナルな手続きに頼らざるを得ないことが時にはある」（p.60

fn.)とも述べている。推定値や代理値を使用せざるを得ないのは会計測定の宿命ともいえるべきものであり、また、測定の現場では様々なコンベンションに頼らざるを得ないことも必然なのである。このことは公正価値測定だけに限られることではなく、これまでの取得原価主義会計においても同じことがいえる。こうした会計の有様は、会計測定が物理的な数量を対象とした科学的実践としての測定ではなく、何らかの価値を対象とした社会的実践としての特質を明らかにしたものといえよう。科学的実践は何らかの絶対的真理を追究するかのような実践であるのに対して、社会的実践は社会における人々と測定対象との関わりの中でそれなりに最善の試みをしようとする実践なのである。コンベンションを排除するのではなく、それを如何に会計という社会的実践に取り入れるかが重要なのである。

11. おわりに

IASBとFASBは、会計情報の質的特性として信頼性に代えて忠実な表現を重視するようになった。IASB(2010)では、忠実な表現を支える副次的な特性として完全性を挙げた。完全性などの副次的な特性は、これまでにも会計理論において論じられてきたことであり、それ自体には問題はない。しかし、忠実な表現の説明に貢献するものではない。忠実な表現自体の定義らしきものさえないことから、そうなるも無理からぬことである。

ところが、IASB(2018a)になって、測定の不確実性という概念が忠実な表現を阻害する要因として挙げられたのである。それゆえ、測定の不確実性を探れば、逆に忠実な表現の意味が明らかになるとも思われたのである。本稿は、そうした思いで始めたものである。IASBは、活発な市場での市場価格が得られるならば測定の不確実性は避けられるかのように述べている。また、そうした市場価格が得られなくても、そうした状況を説明すれば、忠実な表現が得られるかのようにも述べている。

本稿では、心理学や社会科学の測定論の知見

を参照して、公正価値測定を中心にして会計測定における理論概念と指標について論じてきた。計量心理学における知能の概念とその指標による測定の例を見ると、知能が現在のところ明確に解明することはできていないながらも、知能検査によって知能の指標となる数値を得ようとしていることが分かる。だからといって、知能検査の意味がないということにはならない。会計測定では、測定される対象が必ずしも明らかではないという点では、知能の測定と似たものといえる。しかし、会計測定では、市場という社会的制度によって価格という数値が産出されるなど、企業内外において数多くの数値データが存在する。こうした数値データをどのように選択・加工するかが会計測定の問題である。その際に、その選択・加工を指導するものが測定対象に関する理論概念である。ただし、その理論概念が、公正価値の例で見ると、明らかではないのである。

会計測定において利用される価格などの数値データも、本来は会計測定のために作成されたものではないため、会計はそれを利用するという立場である。公正価値測定には、原則として、現在の市場価格が使われることになっている。ただし、所有する資産に関する現在の市場価格というのは仮想にすぎないというのが本稿の主張の1つであった。とはいえ、仮想だから現在の市場価格を使うべきではないというのではない。指標として使えるものは使ってしかるべきなのである。ただし、現在の市場価格を使うのが忠実な表現になるかのように論じることには異議がある。仮想である数値を使ったものが、なぜ忠実な表現になるのか、その論理が明らかではないのである。

会計測定が仮想に基づいていたり、また、代理値の使用であったりしても、会計が役に立たないということにはならない。しかし、そうした会計による測定値を「忠実な表現」であると喧伝することは、まさに粉飾といわざるを得ない。「忠実な表現」の呪縛から会計人は解放されるべきである。また、会計には、対象を表現するという働きだけでなく、資産をどのように測定するかによって利益が決まってくるといった

ように、人々の間の利害を裁定する働きもある。社会的実践としてそうした利害を裁定する、そうした意味で「公正な評価額」であることが求められる。会計測定値に対して「忠実な表現」を求めるだけでなく、「公正な評価額」の側面にも注意を払うべきである。

忠実な表現は、科学が真理を追求する同様に、会計において追求すべき概念であると思われるかもしれない。科学においては真なる知識が追求されているように、会計においても忠実な、あるいは真実な知識が求められるのであろうか。真理を扱う真理論は哲学における認識論でも重要な分野である。その認識論においても「真理」の概念は不要ではないかといった議論が出ている。科学的実践の分野であれば、真理の概念はまだそれなりの役立ちがあるかもしれない。しかし、会計測定のような社会的実践の分野であれば、真理あるいは忠実な表現ということに拘る必要があるだろうか。この問題については、真理論の動向も含めて、今後の課題としたい。

[注]

- (1) 直前の引用にあるように、本文では「現象の実質」となっており、「実質」が付けられている。しかし、最初に「表現の忠実性」が表明された FASB (1980) 以来、FASB と共同で作成された IASB (2010) においても「実質」は付いていない。その理由として、「実質」は「忠実な表現」とは別の構成要素とは思わなかったのが余分だとしていたからだという (IASB, 2018b, para. BC2.32)。しかしながら、実質を考慮しなくなるのではないかといった批判が出たことから、「実質」を追加したという (para. BC2.33)。しかし、会計において形式よりも実質が大切だとしても、わざわざ「対象」を限定するために「実質」を付け加える必要はない。
- (2) 計量心理学の分野ではこの語句に該当する部分は「what it purports to measure」となっている。「what」を「phenomenon」に、「measure」を「represent」に置き換えたものであろう。この点につい

ては、永野 (2013, 71 頁) を参照されたい。

- (3) 以下では、用語としては「指標」だけを使う。「index」にも「指数」の他に「指標」の意味もある。「指数」には数学的な用語として使われることも多い。何かを指し示すしるし (標) というニュアンスで「指標」を使うことにしたい。
- (4) 藤井 (2010, 83 頁) も、ジョンソンの一連の論考が IASB (2010) 制定前に作成された予備の見解や公開草案の起草に深く関与していたと推測している。他にも、後述する「測定の不確実性」についても、ジョンソン=ストーレイの研究報告 (Johnson and Storey, 1982) が IASB (2010) を先取りするかのように論じている。この点でも、藤井がいうように、ジョンソンの考えが IASB (2010) に影響を及ぼしたといえよう。
- (5) 物理的な存在とは区別される意味で社会的制度を扱う社会的存在論をサルが論じているが、これについては、永野 (2019) を参照されたい。この社会的存在論の立場からは、価格は市場という社会的制度によって生み出されるモノであり、人工物と考えられる。なお、ジョンソン=ストーレイにあっては、市場参加者による主観的な存在でもなく、またそれによって構築されるモノでもないと考えているのであろう。
- (6) ジョンソン=ストーレイは、個々の取引において生じる価格が交換価格であり、その複合物が市場価格であるとしている (Johnson and Storey, 1982, p.13)。個々の取引における価格が交換価格であり、市場全体での平均値としての価格が市場価格ということであろう。この違いに留意するだけでよく、特に両者を区別して扱う必要はないと思われる。以下では、市場価格と交換価格を区別することなく使うことにする。
- (7) この「現金等価額」はペイトン=リトルトンの『会社会計基準序説』で述べられているものである。そこでは「最終的な決済が直ちに実行されたならば支払いすべき現金の額」 (Paton & Littleton, 1940, p.26) と説明されている。なお、中島訳 (ペイトン=リトルトン, 1958) では当該箇所は「現金払等価額」となっており、他にも「現金等価」が、また

- 「money-equivalent」には「貨幣等価額」が、単に「equivalent」となっている場合には「等価物」という訳語が使われている。なお、「現金等価額」は「真の原価 (true cost)」を測定するための尺度として使われていることから、信用取引における契約金額は現金取引の場合と異なり、「真の原価」を示さないと考えたのであろう。
- (8) なお、ここで「門弟」・「異端者」と訳出した箇所は、原文では「decipal」・「herited」となっている。いずれの単語も辞書には見当たらなかったため、文脈から推察される意味からして、「disciple」・「heretic」の誤植であると考えて訳出した。
- (9) チェンバースの「現在現金等価額」では、信用取引においても契約金額を使うことにしており、ペイトン＝リトルトンの意味での「現金等価額」は使わないとしている。この点では両者の「現金等価額」の意味は異なっている。この点に関する論点については、永野 (1980, 185 頁以降) が説明している。
- (10) 「cash equivalent」は性質を表すことから「現金等価」などとして「額」抜きで訳すべきかもしれないが、「現金流量」と同じように適当な訳語が思い当たらなかったため、これまで一般的に使われてきたと思われる「現金等価額」を使った。
- (11) 「不確定性原理」の英語は、「uncertainty principle」もしくは「indeterminacy principle」である。物理学では「uncertainty」は「不確実」ではなく「不確定」と訳するのが通常のようなものである。
- (12) ここでは「現在現金等価額」が使われているが、ジョンソン＝ストーレイの用語法からは「現在現金流量」を使うべきところであろう。彼らの著書では、「現金等価額」を「現金流量」と区別して使っている箇所もあれば、同じ意味で、あるいは混同して使っていると思われる箇所も多い。このことは、彼らが両者をほぼ同じ意味で使っていたということを示している。
- (13) ジョンソン＝ストーレイは、「推定値」と並べて「代理値」を挙げている箇所では、他に「推定値」や「代理値を使った近似値」という表現も使っている (Johnson and Storey, 1982, p.60)。同じ意味だと捉えてよからう。なお、ジョンソン＝ストーレイは推

定値と代理値を区別しているが、IASB では両者を特に区別していない。それゆえ、ジョンソン＝ストーレイの場合は「estimate」を「推定値」と訳した。しかし、IASB の場合は、動詞であれば「見積る」などとし、名詞であれば「見積値」としている。

- (14) 筆者はかつて継続性の原則における「1つの会計事実」という表現が「同一の会計事実」とほぼ同じ意味であると論じたことがある (永野, 1990)。そこにおいても、数的同一性と質的同一性が問題となった。この拙稿ではそれらを「個体的な同一性」と「同種類の意味での同一性」としている。後者の同一性は、「類似の会計事象」などの表現における「類似」の意味として使ったものである。この拙稿は、こうした同一性の問題が継続性の原則と密接に係わっていることを論じたのである。
- (15) IASB は、観察不能なインプットを使用するレベル3において、他のインプットを使った場合との差異を「測定の不確実性分析」と名付けて、その開示を試みている (国際会計基準審議会, 2010)。
- (16) こうした様々な「価値」に関する存在論と認識論については、永野 (2018) が哲学や経済学の見解も利用して説明している。

[参考文献]

- 岡本安晴 (2006) 『計量心理学』培風館。
- 川村義則 (2014) 「アメリカにおける展開」、北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社。
- 国際会計基準審議会 (IASB) (2010)、公開草案「公正価値測定に関する測定の不確実性分析の開示」国際会計基準委員会財団 (IASCF)。
- 國部克彦 (2017) 「正義論から見た公正価値会計」神戸大学大学院経営学研究科 Discussion Paper Series。
- 齋藤真哉 (2014a) 「公正価値測定の導入経緯」、北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社。
- 齋藤真哉 (2014b) 「公正価値測定の限界」、北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社。
- ザイマン、J. (1985)、桜井邦朋・大江秀房訳『科学理論の本質』地人書館。

- 住宅改良開発公社 (2019) 「英国の公営住宅の歴史と政策に関する調査研究報告書」住宅改良開発公社。
- 高根正昭 (1979) 『創造の方法学』講談社。
- 永野則雄 (1980) 「チェンバース会計測定論の吟味——現代測定論の観点から——」『山口経済学雑誌』(山口大学) 第30巻第3・4号。
- 永野則雄 (1990) 「継続性の原則における「1つの会計事実」の意味について」『会計』第138巻第3号。
- 永野則雄 (2013) 「会計の概念フレームワークにおける忠実な表現から信頼性へのUターンに向けて(1)」『経営志林』(法政大学) 第50巻第3号。
- 永野則雄 (2018) 「会計における価値・評価の存在論と認識論」『経済学論纂』(中央大学) 第58巻第2号。
- 永野則雄 (2019) 「財務会計の哲学的前提——シャピロ・サール・ローティ——」『経営志林』(法政大学) 第56巻第3号。
- 永野則雄 (2021) 「会計測定における測定属性の意味と役割」『中央大学経済研究所年報』第53号(Ⅱ)。
- ニッシム、ドロン＝ステファン・ペンマン (2012)、角ヶ谷典幸・赤城論士訳『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社。
- 野矢茂樹 (2002) 『同一性・変化・時間』哲学書房。
- 平井洋子 (2006) 「測定の妥当性からみた尺度構成」、吉田寿夫編著『心理学研究法の新しいかたち』誠信書房。
- 藤井秀樹 (2010) 「会計制度形成の現代の特徴と展開方向——改訂概念フレームワーク草案における「忠実な表現」に寄せて——」『経済論叢』(京都大学) 第184巻第3号。
- ペイトン、W. A. = A. C. リトルトン (1958)、中島省吾訳『会社会計基準序説』森山書店。
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1976), FASB Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) (1980), Statement of Financial Accounting Concepts No.2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB.
- International Accounting Standards Board(IASB) (2010), *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- International Accounting Standards Board(IASB) (2011), IFRS 13, *Fair Value Measurement*, IASB.
- International Accounting Standards Board(IASB) (2018a), *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- International Accounting Standards Board(IASB) (2018b), *Basis for Conclusions on Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB.
- Johnson, L. Todd and Reed K. Storey (1982), *Recognition in Financial Statements; Underlying Concepts and Practical Conventions*, FASB.
- Mattessich, Richard (1984), On the Evolution of Theory Construction in Accounting; A Personal Account, Richard Mattessich(ed.) *Modern Accounting Research: History, Survey, and Guide*, The Canadian Certified General Accountants' Research Foundation.
- Paton, W. A. & A. C. Littleton (1940), *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association.
- Sterling, Robert R. (1985), *An Essay on Recognition*, The University of Sydney.

